

# 広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

——祝詞の検討を中心として——

山口 えり

はじめに

広瀬大忌祭と龍田風神祭は、農耕のための順調な風雨を願うことを目的とした、神祇令や延喜四時祭式に定められた恒例の祭祀であった。

この二つの祭祀については、多くの論者による研究が蓄積されている。それらはおよそ次のように要約される。<sup>(1)</sup>

広瀬・龍田の祭祀は、風水を制御して、その害から守り、穀物の豊穰を祈るものであった。そして、その祭祀の地としては、いくつもの河川が合流する広瀬と、風が大和盆地に吹き込む龍田の地が選ばれた。また、飛鳥浄御原令施行後の持統四年（六九〇）以降、広瀬と龍田の祭祀は常に同

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

時一対で行われている。二つの祭祀は、律令制定と同時に整備された、中央集権化の過程を示す国家祭祀である。以上の指摘は踏襲されるべきであり、筆者も多くの示唆を得ている。

しかし、今までの研究では、初見記事である『日本書紀』（以下『書紀』）天武四年（六七五）四月癸未条に、

遣<sub>二</sub>小紫美濃王・小錦下佐伯連廣足、祠<sub>二</sub>風神于龍田立野。遣<sub>二</sub>小錦中間人連大蓋・大山中曾禰連韓犬、祭<sub>二</sub>大忌神於広瀬河曲<sub>一</sub>。

と見えて以来、両社が同時に祭られていること、及び、『令義解』大忌祭条と風神祭条の「広瀬龍田二祭也」、『令集解』大忌祭条の令釈「広瀬并龍田祭」、風神祭条の令釈「広瀬龍田祭也」の文言によって、両社が一対で祭られて

いることに関心がいきすぎでしまっているように思われる。「広瀬・龍田」と同時一対にまとめられている理由については、共に農耕に関わる祭祀であるということ以上の説明はされていない。

そこで本稿では、『延喜式』にある二つの祭祀の祝詞に着目することとする。『延喜式』の祝詞の成立については、すでに先学<sup>3)</sup>に指摘がある。整理すると、龍田風神祭の祝詞は、天武・持統朝以前の状況を反映しながらも、部分的に手が加えられ祝詞として整えられた形になっている。広瀬大忌祭の祝詞は、龍田の祝詞を模しており、少し起源が遅れると考えられている。また、二つの祝詞は共に、二つの祭りが始まった天武・持統期<sup>4)</sup>ころに生まれた。このため、広瀬と龍田の祭祀の祝詞からは、天武四年の大忌祭・風神祭制定時の背景が読みとれるとする。

先行研究では、祝詞にふれた場合は、その共通性に目が向けられており、祝詞の構成や内容自体についての詳細な検討はされてこなかった。本稿では、二祭の祝詞の構成を確認し、その内容の差異に目を向け、広瀬社と龍田社の成立について考えていくこととしたい。

## 一、延喜祝詞式広瀬大忌祭条と龍田風神祭条の構成

まずは以下に延喜祝詞式広瀬大忌祭条と龍田風神祭条の全文を掲げよう。<sup>4)</sup>便宜上、いくつかの段落に分け、番号や記号を付した。

### 広瀬の大忌の祭

1. 「<sup>a</sup>広瀬の川合に称え辞竟え奉る皇神の御名を白さく、御膳持ちする若宇加の売の命と御名をば白して、この皇神の前に辞竟え奉らく、<sup>b</sup>皇御孫の命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王たち臣たちを使として、称え辞竟え奉らくを、神主・祝部ら諸聞き食えよ」と宣う。

2 ① 「奉る宇豆の幣帛は、御服は明妙・照妙・和妙・荒妙、五色の物は楯・戈・御馬、御酒は甌のへ高知り、甌の腹満て双べて、和稻・荒稻に、山に住む物は、毛の和き物・毛の荒き物、大野の原に生うる物は、甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰭の広き物・鰭の狭き物、奥つ藻葉・辺つ藻葉に至るまで、置き足らわして奉らくと、皇神の前に白し賜え」と宣う。

2 ② 「かく奉る宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平けく安らげく聞こし食して、皇御孫の命の長御膳の遠御膳と、赤丹の穂に聞こし食し、

3 ① 皇神の御刀代を始めて、親王たち・王たち・臣たち・天の下の公民の取り作る奥つ御歳は、手肱に水沫画き垂

れ、向股むかはぎに泥画ひじき寄せて取り作らむ。奥おくつ御歳みとしを、八束穂やつかほに皇神みかみの成し幸さいわえ賜たまわば、

4 ① 初穂はつほをば汁かじにも穎かひにも、千稻ちしね・八千稻やちしねに引き据かえて、横山よこやまの如く打ち積たかみ置おきて、秋あきの祭まつりに奉たらむと、皇神みかみの前に白しろし賜たまえ」と宣のたまう。

1' 「倭やまとの国くにの六むつの御県みあがた、乃また、山口やまぐちに坐ます皇神みかみたちの前まへにも、

2' 皇御孫みみまの命いのちの宇豆うまの幣帛はひを、明妙あきみ・照妙てうみ・和妙わみ・荒妙あらい、五色いその物ものは楯たて・戈やに至いたるまで奉たる。

3 ② かく奉たらば、皇神みかみたちの敷しき坐ます山々やまの口くちより、さくなだりに下くだり賜たまう水みづを、甘あまき水みづと受うけて、天あまの下の公民たみの取とり作つくれる。奥おくつ御歳みとしを、悪あくしき風かぜ・荒あらいき水みづに相あわせ賜たまわず、汝いまし命いのちの成なし幸さいわえ賜たまわば、

4 ② 初穂はつほをば汁かじにも穎かひにも、甌おのへ高知たかちり、甌おの腹満はらみて双ふたべて、横山よこやまの如く打ち積たかみ置おきて奉たらむと、

5. 王みたち・臣おみたち・百ひゃくの官くわんの人ひとども、倭やまとの国くにの六むつの御県みあがたの刀禰やとみ、男女おとこに至いたるまで、

6. 今年ことしの某たがひの月つきの某たがひの日ひ、諸もろもろ参出まゐりて来きて、皇神みかみの前にうじ物頸ものくび根築ねき拔ひきて、朝日あさひの豊逆ゆたか登のぼりに称なえ辞竟ことごとえ奉たらむと、神主かみ・祝部いわいら諸聞もろき食くえよ」と宣のたまう。

## 龍田の風の神の祭

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

I. 「A 龍田りゅうでんに称なえ辞竟ことごとえ奉たる皇神みかみの前に白しろさく、志貴島しきしまに大八島国おほやちしまくに知しろしめしし皇御孫みみまの命いのちの、遠御膳とほみぜんの長御膳ながみぜんと、赤丹あかの穂ほに聞きこし食くす五ごつの穀物たなつものを始はめて、天あまの下の公民たみの作つくる物ものを、草くさの片葉かたはに至いたるまで成なさず、一年二年いちねんにあらず、歳としまねく傷いたるが故ゆゑに、百ひゃくの物知人ものしりびとどもの卜事うらなひに出いでむ神かみの御心みこころは、この神かみと白しろせと負おせ賜たまいき。此こを物知人ものしりびとどもの卜事うらなひを以もちて卜うえども、出いでずる神かみの御心みこころもなしと白しろすと聞きこし看めして、皇御孫みみまの命いのちの詔のたまわく、神かみたちをば天あまつ社やしろと忘わすれる事ことなく遺のこる事ことなく、称なえ辞竟ことごとえ奉たると思おもはし行いなわすを、誰いずれの神かみぞ、天あまの下の公民たみの作つくる物ものを成なさず傷いたる神かみたちは、我が御心みこころぞと悟さとし奉たれとうけひ賜たまいき。ここを以もちて皇御孫みみまの命いのちの大御夢おほみゆめに悟さとし奉たらむと、天あまの下の公民たみの作つくる物ものを、悪あくしき風かぜ・荒あらいき水みづに相あわせつと、成なさず傷いたるは、我が御名みかみはB 天あまの御柱みはしらの命いのち・国くにの御柱みはしらの命いのちと、御名みかみをば悟さとし奉たりて、吾われが前に奉たらむ幣帛はひは、御服みころもは明妙あきみ・照妙てうみ・和妙わみ・荒妙あらい、五色いその物ものは楯たて・戈や・御馬みまに御鞍みくら具ぐえて、品々しんしんの幣帛はひ備そなへて、F 吾われが宮みやは朝日あさひの日向ひなたかう処ところ、夕日ゆふひの日隠ひそる処ところの、龍田りゅうでんの立野たちの小野こに吾われが宮みやは定さだめ奉たりて、吾われが前まへを称なえ辞竟ことごとえ奉たらば、天あまの下の公民たみの作つくる物ものは、五ごつの穀物たなつものを始はめて草くさの片葉かたはに至いたるまで、成なし幸さいえ奉たらむと悟さとし奉たりき。ここを以もちて、皇神みかみの教おしえ悟さとり奉たりし処ところに、宮柱みやはしら定さだめ奉たりて、この皇神みかみの前まへを称なえ辞竟ことごとえ奉たらむと、

るに、皇御孫の命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王たち・臣たちを使として、称え辞竟え奉らくと、皇神の前に白し賜う事を、神主・祝部ら諸聞き食えよ」と宣う。

II i. 「奉る宇豆の幣帛は、比古神に御服は明妙・照妙・和妙・荒妙、五色の物は楯・戈・御馬に御鞍具えて、品々の幣帛献り、比売神に御服備え、金の麻笥・金の木櫛・金の栳、明妙・照妙・和妙・荒妙、五色の物は、御馬に御鞍具えて、雑の幣帛奉りて、御酒は甌のへ高知り、甌の腹満て双べて、和稻・荒稻に、山に住む物は、毛の和き物・毛の荒き物、大野の原に生うる物は、甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鱈の広き物・鱈の狭き物、奥つ藻葉・辺つ藻葉に至るまでに、横山の如く打ち積み置きて、

II ii. 奉るこの宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平らけく聞こし食して、

III. 天の下の公民の作り作る物を、悪しき風・荒き水に相わせ賜わず、皇神の成し幸わえ賜わば、

IV. 初穂をば甌のへ高知り、甌の腹満て双べて、汁にも穎にも、千稻・八千稻に引き据え置きて、秋の祭に奉らむと、

V. 王たち・卿たち・百の官の人ども、倭の国の六つの御県の刀禰、男女に至るまで、

VI. 今年の四月へ七月には今年の七月と云う、諸参集わりて、皇神の前にうじ物頸根築き抜きて、今日の朝日の

豊逆登りに、称え辞竟え奉る皇御孫の命の宇豆の幣帛を、神主・祝部ら被賜わりて、情る事なく奉れと宣う命を、諸聞き食えよ」と宣う。

個別の問題については後で触れるため、ここでは簡単に、祝詞の順番に沿って内容を確認していこう。

どちらの祝詞にも、まず祭祀の対象となる神名とその祀られている場所が提示される(1・I)。次に、奉る幣帛の内容(2①・II i)や、その方法(2②・II ii)が示され、祈願の内容が述べられる(3①・III)。そして、願いが叶えられたら礼物として神に初穂(稻)を献上することを約束する(4①・IV、IVの場合は、初穂は稻と酒の両方)。さらに大忌祭の場合は、この後で、関係する神が追加され(1)、それらの神に奉る幣帛の内容(2)が語られる。その結果としての水を受けて、広瀬の神に対する祈願の内容(3②)、そしてその願いが叶えられたら礼物として広瀬の神に初穂(酒)を献上すること(4②)が述べられる。最後にともに、祭祀に集まる人々(5・V)、そして、いつ集まるか(6・VI)が示される。

このように段落に分けていくと、二つとも献供の内容、祭祀に参加する人々やその時期など確かに似ている。

しかし、大忌祭の祝詞では、祭の趣旨のみが述べられる

一方で、風神祭の祝詞は、まずIで、なぜ龍田において神を祭るのか、その由縁が述べられ、祭の趣旨については、II以降で述べられる。さらに、風神祭の祝詞では、風水害の防止(III)が祈願されるが、大忌祭祝詞では、まず稲の成育が祈願され(3①)、続いて風水害の防止(3②)が祈願されている。

これらの差異は、大忌祭と風神祭の意味を考える上で少なからず問題となろう。次節以降では、広瀬と龍田の祝詞それぞれについて検討を加えていくこととする。

## 二、広瀬大忌祭の祭神

広瀬大忌祭の祭神から確認する。大忌祭では、広瀬の川合(1<sup>a</sup>)の神と、それ以外に、大和国の六御県神と山口神、(1<sup>a</sup>)も合わせて祭られる。

まず、対象社の立地について確認していく。(地図A)

広瀬の川合とは、大和盆地の諸川が一所に落ち合い、大和川として西に流れる地点である。現在の奈良県北葛飾郡河合町川合にあたる。神社の東で佐保川と初瀬川が合流し、それに寺川と飛鳥川が流れ込み、さらにそれに曾我川、葛城川、高田川が南から合流する一角に位置する。

合わせて祭られる大和六御県の神とは、添・葛木・志貴・

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

高市・山辺の御県の神を指す。広瀬社付近で合流する河川はそれらの社のある地域(佐保川・富雄川は添県、初瀬川は志貴県と山辺県、寺川は十市県、飛鳥川は高市県、葛城川は葛木県)を通ってきている。

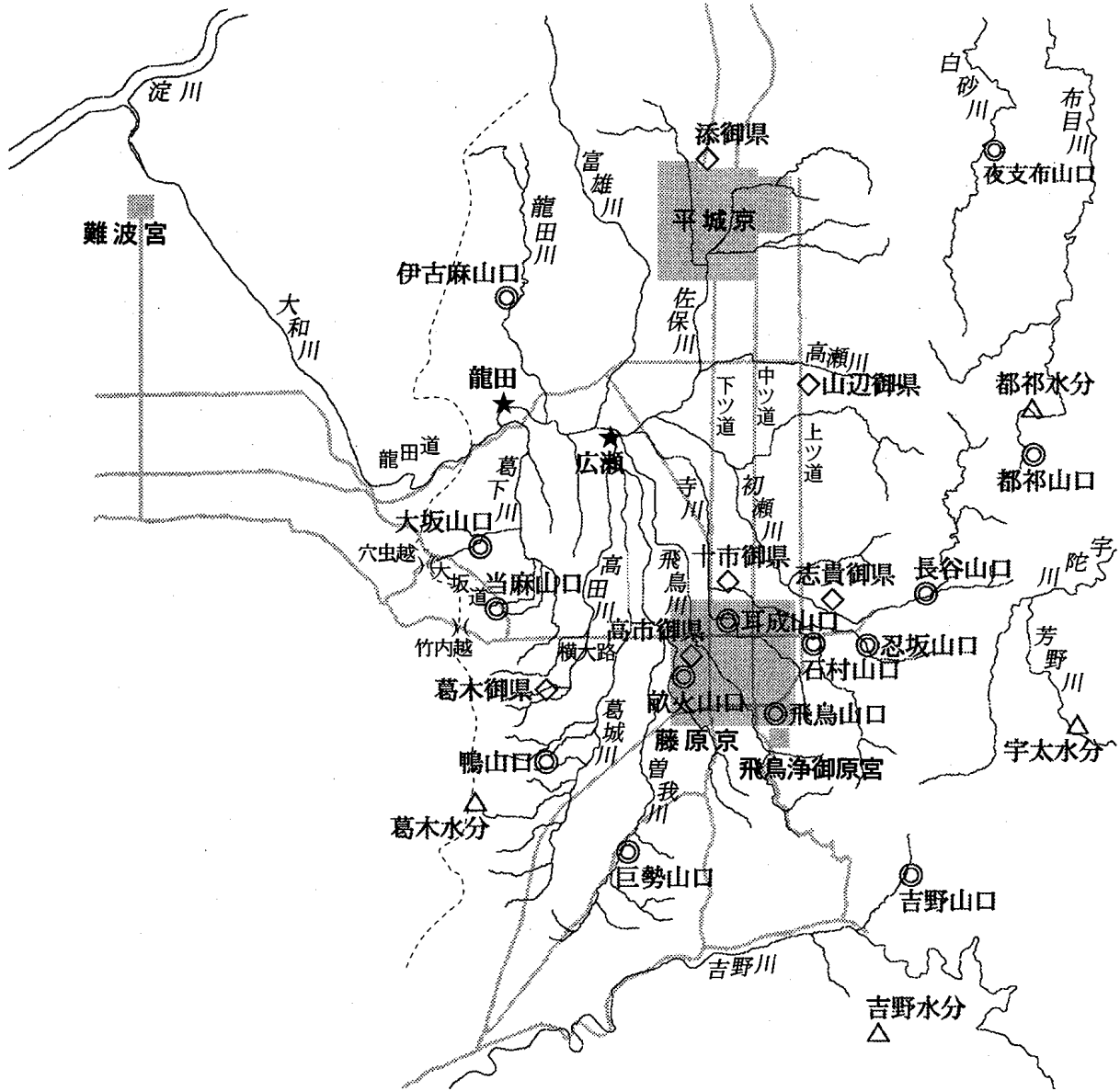
山口神については、本祝詞からは具体的な名称は知られない。当初は、延喜祝詞式祈年祭条に記されている、飛鳥山口・石村山口・忍坂山口・長谷山口・畝火山口・耳無山口の飛鳥、藤原京付近の六社だったと推定される。やがて、延喜四時祭式大忌祭条に、

是日、以御県上六座・山口十四座二合祭。

とあるように、山口神は増えて、十四座になったのである。その十四座は前掲の六座の他は、延喜神名式大和国条にみえる、夜支布・伊古麻・巨勢・鴨・当麻・大坂・吉野・都祁の八座の山口社である。<sup>(5)</sup> 祭祀の対象が増加し、飛鳥藤原京周辺から大和国全体へと範囲が広がっていることが確認できる。これら十四座はいずれも、延喜臨時祭式祈雨神祭条にも掲げられており、その司水神としての性格を確認できる。

広瀬社の祭神の性格についても確認しよう。「若字加売命」(1<sup>b</sup>)の「若」は「若い」、「字加」は穀物、<sup>(6)</sup>「売」は女性をさし、「若々しい穀物の女神」を意味する。『書紀』<sup>(7)</sup>では、広瀬の神である若字加売命を「大忌神」と呼ぶ。大

地図A 広瀬大忌祭・龍田風神祭関係略地図



各神社の位置については、志賀剛『式内社の研究』二卷（雄山閣、一九七七年）、式内社研究会編『式内社調査報告書』二・三卷（皇學館大学出版部、一九八二年）、『日本歴史地名大系 奈良県の地名』（平凡社、一九九一年）、角川日本地名大辞典編纂委員会編『日本地名大辞典 奈良県』（角川書店、一九九〇年）、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上卷（集英社、二〇〇〇年）を参照。

道については、岸俊男「大和の古道」（『日本古文化論攷』吉川弘文館、一九七〇年）、中村太一「大和国における計画道路体系の形成過程」（『国史学』一五五号、一九九六年）、古代交通研究会編『日本古代道路事典』（八木書店、二〇〇四年）を参照。

忌神とは「大いに忌み清めて祭る神」で、神徳を賛美した抽象的名称である。

青木氏は、「大忌神」のような抽象的な名称の神は新しい思想の産物であり、「若宇加売命」のように、神の職能を示す神名をつけることのできる前提には明確な神霊の認識があり、それは自然発生的に祀られてきた氏族の神・土地の神とは異なると述べられた<sup>(8)</sup>。つまり、広瀬の神は、新しく設定されたものと考えられるのである。

だが、「若宇加売命」や「大忌神」には、「水神」という直接的な意味はない<sup>(9)</sup>。もちろん「穀物」や「忌み清める」という点から「水」と関わりがないとはいえない。龍田の神について「風神」と明記しているのとは対照的である。

先行研究で指摘されるように、広瀬社は天武四年から祭祀された新しい国家祭祀である<sup>(10)</sup>。水神の性質が加わったのは、広瀬が、六御県の神と水に関わる山口神とを合わせて祭る場所にあり、農耕に関わる祭祀を行うようになった過程で起きたと考えられる<sup>(11)</sup>。言い換えれば、広瀬社で祭祀が行われた理由は、その地が、多くの河川が合流する交通上の要所にあったことに起因するのではないだろうか。

立地について、祝詞からも確認してみよう。大忌祭では、「王たち・臣たち・百の官の人ども、倭の国の六つの御県の刀禰、男女」(5)が参集しているのは広瀬の地である。

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

この祭祀には六御県神と山口神も関与しているが、遣使による祭祀は広瀬でのみ行われている。広瀬の神には幣帛を「捧げ持たしめて」(1<sup>a</sup>)とあるが、六御県神と山口神には「奉る」(2<sup>b</sup>)とのみあり、使いが出向いたわけではない。

以上の検討より、天武四年(六七五)の広瀬大忌祭の創始においては、大和六御県を結びつける広瀬の河川交通上の立地が、大きな意味を持っていたと指摘できよう。

### 三、龍田風神祭の創始

本節では、今までふれられることのなかった風神祭に先行する龍田の祭祀について検討してみることとする。

まず、その立地から確認する。龍田の立野の小野(I<sup>A</sup><sub>a</sub>)に置かれた龍田社は、現在の奈良県生駒郡三郷町立野南にある<sup>(12)</sup>。青木紀元氏は、この地について「大和川が生駒・信貴の連山と葛城・金剛の連山との間を割って西へ流れる、その大和側の口に当たっている。(中略)ここを吹き抜けた強風は、大和の御県の農作物に被害をもたらしたことであろう」と述べ、ここに龍田の風の神を祭る理由があったとまとめられている<sup>(13)</sup>。

龍田という場所は、連山の合間を縫って難波と行き来す

る龍田道の存在に明らかのように、重要な交通路でもあった。壬申の乱では、同じく難波への交通の要衝である大坂と同様に兵士が配備され、その後、天武八年（六七九）十一月にはやはり大坂と同時に関が設けられた。

祝詞にも「王たち・卿たち・百の官の人ども、倭の国の六つの御県の刀禰、男女」（V）が参集するとあり、人が集まりやすい地であったことがうかがえる。やはり広瀬・龍田ともに交通の便がよい地なのである。

先に示した『書紀』の初見記事にも明記されているように、龍田では「風神」が祀られていた。風神祭祝詞では、「天」「国」は祭神を二つに分けるための冠詞、「御」は尊称、「柱」は神を数える単位であり、広瀬の場合と同じく抽象的名称であり、「風神」という呼称も、抽象的な名称であると青木氏は指摘されている。<sup>(16)</sup> 龍田も広瀬と同様、自然発生ではなく、何らかの意図をもって名付けられた新しい神を祀っている社なのである。

一方で氏によれば、一社に男女の神が存在するのは古い形を示すものでもある。<sup>(17)</sup> 龍田の祝詞には男女の神（II i）<sup>(18)</sup>がみえる。II iでは、比古神と比売神毎に奉る幣帛が列挙される。比売神には紡績具（麻笥、櫛、杵）が、合わせて供えられるが、紡績具の献上は他の四時祭では見られなく

珍しい。<sup>(18)</sup> すでに整理したように、龍田の祭祀も、天武四年が国家祭祀としての出発点となる。しかし、龍田については、この地の神を祝詞成立前から信仰していた祭祀母体を有していた可能性を祝詞は示唆していると考えられるのである。<sup>(19)</sup>

このことは、祭祀の由来について書かれた部分（I）からも読み取ることができる。この中でも、特に「吾が宮は朝日の日向かう処、夕日の日隠る処」（I F）という表現は重要である。従来は「太陽のよく差す処」と概念的に解釈されていたが、この解釈では、この祝詞の中で祭られる神がなぜ龍田という場所を指定したのか、その必然性について説明できていない。肝心なのは、龍田が西に位置しているという認識を祝詞作成者が有していたことである。つまり、風神祭の祝詞のIの部分は龍田で作られたものではなく、龍田より東の地域を主体として作成されているのである。そして、その東の地域とは「志貴島に大八島国知ろしめしし皇御孫の命」（I A）<sup>(20)</sup>が在る地域に他ならない。

祝詞には、「志貴島」地域から見て、農耕にふさわしくない風雨をもたらしていたのが龍田に祀られた神とある。そのような神を国家祭祀の中に位置づけたということは、龍田の神は、天武・持統天皇にとっても、単なる伝承上の神ではなく、実感のある「作り作る物を傷る神」だったの



である。

古代において、神は「崇る」ことで祭祀されることを要求した。<sup>(21)</sup>「崇る」とは具体的には、疫病を流行させたり、風雨により樹木や屋を壊したり、天皇やその身内の身体不<sub>レ</sub>予をもたらすことである。こうした例は、崇神紀の三輪大物主神や垂仁紀の大国魂神、『延喜式』の出雲国造神賀詞の出雲素戔嗚尊、『山城国風土記』逸文の賀茂神など、枚挙にいとまがない。

先行研究では特に指摘されていないが、この龍田の神もまさにこの類型の中に属する。

祝詞によれば、この神は「五つの穀物を始めて、天の下の公民の作る物を、草の片葉に至るまで」実らせず、しかも、それも「一年二年にあらず、歳まねく傷」った。そして「百の物知人ども」が、「トえども、出ずる神の御心もな」かったため、天皇自らが「うけひ賜」わったのである。その結果、天皇の夢にその「作り作る物を、悪しき風・荒き水に相わせつつ、成さず傷る」神が現れ、「吾が前を称え辞竟え奉」ったならば「天の下の公民の作り作る物は、五つの穀物を始めて草の片葉に至るまで、成し幸え奉らむ」と語った。その神の要求通り、社を龍田に建て、幣帛（Ⅱ i）を奉り、祭祀を行うのである。

このように風神祭は、祝詞より、農耕には適さない風雨

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

という崇りをなす龍田の神を慰撫する祭祀であることがわかる。<sup>(22)</sup>しかし、そういった要素は大忌祭祝詞からは読み取れない。ここにこの二つの祝詞の大きな違いがある。

この違いは、特に祝詞の末尾の文言に顕著に表れる。大忌祭祝詞では「神主・祝部ら諸聞き食えよ」（6）と終わる。一方の風神祭祝詞は「神主・祝部ら被賜わりて、惰る事なく奉れと宣う命を、諸聞き食えよ」（Ⅵ）と終わる。

共に、使いの命令を聴いて神主はその通り行えという趣旨ではあるが、風神祭の方は、使いが行えといった内容を、神主が惰る事なく行うようにと、龍田の神主・祝部らが行うことを強く主張している。祭祀者たる資格の一つとして、祭神との血縁関係が求められ、崇りをなす神が、その直接的な子孫に祭られることにより鎮まることは、オオタタネコによる三輪大物主神の祭祀の例が有名である。龍田の神も、やはり、より近い存在である龍田社の神主・祝部らに祭祀されることが重要なのである。

では、なぜ龍田の神は、「作り作る物を傷る神」と認識され、そして、なぜ大忌祭はこのような性格を有する風神の祭と一対で行われたのであろうか。その要因は、すでに周知となっているように龍田社付近から吹く西風次第では、大和では順調な収穫が得られなかったことにある。次節では、農耕と二つの祭祀について知見を述べていくこととす

る。

#### 四、広瀬大忌祭と龍田風神祭の背景

農耕の問題について考えるに際し、今一度、祝詞に立ち戻りたい。

さて、大忌祭では「奥つ御歳」(3①)が祈願されていた。特に、3②<sup>23</sup>では、「天の下の公民の取り作れる奥つ御歳を、悪しき風・荒き水に相わせ賜わず」に収穫することが祈願されていた。

一方、風神祭では、「天の下の公民の作り作る物を、悪しき風・荒き水に相わせ賜わず」(III<sup>c</sup><sub>E</sub>)に得ることを願った。風神祭の祝詞を二重傍線部を中心にみていくと、Iにおいて、「作る物」を成熟させない神の名を天皇が尋ねると、「作り作る物」を被害に遭わせている神が自ら名乗り、自分を祀れば「作り作る物」の成熟を約束しようと語っている。大忌祭では「奥つ御歳」を求めるのに対し、風神祭では常に祈願されるのは「作り作る物」なのである。

従来の研究では、この二つの違いは単純な文言の違いとして片付けられているようであり、この差異を追求したものはない。しかし、ここには大きな違いがあると考ええる。

「作り作る物」とはすべての耕作物を意味する。祝詞に

も「五つの穀物を始めて、天の下の公民の作る物」(I)とあり、水田の稲以外にも陸田の粟・小豆・麦・大豆を含む<sup>(23)</sup>。

では「奥つ御歳」とは何であろうか。「奥」は時間的に遠いこと、つまり遅いことを意味する。「歳」は、五穀、特に稲を指す<sup>(24)</sup>。よって、最も遅く実る穀物である稲、もしくは、稲のうち最も遅く実る晩稲のことであるという二説がある<sup>(25)</sup>。大忌祭祝詞には「手肱に水沫画き垂れ、向股に泥画き寄せて取り作らむ奥つ御歳」(3①)とみえ、水田耕作する穀物、つまり稲であることがわかる。

ところで、古代における稲作農耕について検討するときには、『令集解』仮寧令給休暇条「五月・八月給田仮、分爲二両番、各十五日。其郷土異宜、種収不<sub>レ</sub>等、通随<sub>レ</sub>便給、外官不<sub>レ</sub>在此限。」の部分が必要想起される。この条文より、田仮が通常は五月と八月に与えられたことがわかる。さらに、この条文の古記には、

古記云、其郷土異<sub>レ</sub>宜、種収不<sub>レ</sub>等、通随<sub>レ</sub>便給、謂添下郡、平群郡等四月種、七月収、葛上、葛下、内等郡五月六月種、八月九月収之類是。

とあり、平群や添下郡では、四月に種を蒔き、七月に収穫すること、葛上、葛下、内(宇智)郡では、五・六月に種蒔きをし、八・九月に収穫をすることがわかる。田仮が通

常は、五月・八月であるため、宮の置かれた高市・十市郡は、主として五月に種蒔きをし、八月に収穫していたと思われる。<sup>(26)</sup>

ここで注目したいのは、古記によれば龍田社のある平群郡では、理念的には四月に種蒔きをし、七月に収穫すると考えられていた点である。

稲作農耕においては、一般に、山間高冷地は平坦地より、またやせ地は肥沃地より、早くに栽培を始めるのが普通である。<sup>(27)</sup> 奈良の地形を念頭にこのことを考えると、平群郡のある大和川の北の地域は、西に生駒・金剛山地、東北に笠置山脈・大和高原、北には高くはないが、左紀山陵があり、地層は古生層と花崗岩で、確かに、早くに稲の作付けを行うにふさわしい地域である。と同時にやせ地であるため、畠作農耕も当然重視されたであろう。一方の広瀬郡は平らな沖積地である。古記の文言も加味すると、広瀬社の周辺では、龍田周辺と比べ遅くに作付されていた可能性が高い。稲の成長過程を考えると、同じ時期には遅くに作付された稲の方が若い<sup>(28)</sup>ため、早くに作付された稲より気候の影響を受けやすい。西（龍田地域）の稲に被害が出ると、東（広瀬地域以東）の稲に被害が広がる傾向がある。

龍田社の位置は、奈良盆地にとつては、ちょうど西風の吹き込み口に当たる。現在の気象学の知識を持ってすれば、

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

偏西風の吹く日本では、飛鳥の地に西北から風が吹いてくるのは当然のことと理解できる。<sup>(28)</sup> しかし、古代においては、もし不作で、西から五穀が枯死していけば、西方の神が悪いものをもたらしたというように感じたであろう。

『書紀』皇極二年条では天候に関する記事が多く見られ、四月には強い風が吹き、雨も降り、寒かったことが知られる。なかでも四月己亥条には「西風而雹、天寒。人着綿袍三領」とある。現に、史料からも、四月に吹く寒い西風は歓迎されていない様子がうかがえる。

このように考えると、広瀬の大忌祭がなぜ龍田と同時に四月と七月に祭祀を行う舞台となったのかも明らかとなる。広瀬社は、西からの悪い影響を食い止めるような位置に当たる。

つまり、風神祭は「風にのって西からくる五穀にとって悪いもの」を生じさせないための祭祀であり、大忌祭は風神が「作り作る物を傷る神」とならないよう、風神を「大いに忌む」ための祭祀であったといえよう。だからこそ、<sup>(29)</sup> 広瀬の神は、風神に対して大忌神なのである。広瀬と龍田で農耕祭祀を同時一対で行うということは、水田の稲と陸田の粟などの五穀全てが、順調な風雨に恵まれ成熟することを同時に願う意図があったといえよう。<sup>(30)</sup>

また、龍田の地は、大和と難波を結ぶ龍田道の通る地で

あったことは既に指摘したが、この龍田道は、現在の龍田大社前をすぎ信貴山麓の龍田山を越えて現大阪府柏原市へ出る、大和川沿いの峠道のことである。先述した龍田と大坂の関の設置と同時に、難波にも羅城が築かれているが、これは、難波への交通路である龍田道の整備・管理を物語っている。

大和と河内を結ぶ道は、考古学的には根拠が見つからないが横大路が七世紀前半に存在し、その横大路とながる竹内峠を通る当麻道が、次に穴虫峠を通る大坂道が、順次龍田道より先に主道として利用されていた。つまり、大和河内間の道は、次第に大和国を南から北に繋がっており、龍田道は飛鳥・藤原宮からみてその北限にあたる（地図A）。さらに、龍田道は平城遷都の後には、都の位置の北上と共に、その南にある当麻道に代わる幹線道路として使用され、「ハレの道」であったという指摘もある<sup>(31)</sup>。

このように整備される前の龍田の山道は、狭く険しい容易に越えられない道であり、「作り作る物を傷る神」も存在する畏怖すべき場所であった<sup>(33)</sup>。

こうした龍田の地を牽制するためにも、国家統合の意識が強く反映された広瀬の地で同時に祭祀を行うことは重要であった<sup>(34)</sup>。祝詞から明らかのように、広瀬社には、六御県を統合する意図が強かった。しかし、龍田とは異なり、

広瀬の地自体に風水を直接制御する力があったとは考えられていなかった。そのことは神名から明らかであり、祝詞の文言にもはっきりと現れている。風神祭にもある「悪しき風・荒き水に相合せ賜わず」という風雨の順調を願う文言は、「皇神たちの敷き坐す山々の口」(32)に関わる部分で出てくるのである。つまり、水神としての性格を広瀬の神は完全には有していないのである。六御県と当初の山口神六神の所在する地域を束ねるには、それぞれの河川が集まる広瀬の地は最適な場所であった。水神としての性格が表れるのは、この後の段階なのである。

このように広瀬大忌祭と龍田風神祭は、異なる背景を有しながらも、国家の意図により一つのものとして括られた。そこに括る側の意図が働いているのは、これまで見てきたとおりである。神社とは必ずしも自然発生的なものではなく、国家の意図により整備されていくものもあった。その象徴的な例が広瀬・龍田社なのである。

#### おわりに

最後に、その後の広瀬大忌祭と龍田風神祭について簡単にまとめて結びに変えたい。

持統三年（六八九）に施行された飛鳥浄御原令で制定さ

れたと考えられる両祭は、<sup>(35)</sup>その後には継続的に行われた。しかし『書紀』の段階では、『西宮記』、『北山抄』、『簾中抄』などにみられるように、四月四日ないしは七月四日に行うことは決まっていなかった。六国史の編纂方針のため、『続日本紀』から『文徳天皇実録』の間は、いつ行われていたのかは不明である。だが、『続日本後紀』承和十年(八四三) 四月壬戌(四日) 条に

遣<sub>レ</sub>使祭、広瀬龍田二神。例也。

と見え、『西宮記』広瀬龍田祭条にも

承和六年四月四日、広瀬・龍田祭。廢務。(略)

同九年四月四日、同祭。廢務。(略)

貞觀元年(八五九) 四月四日、同祭。当平野祭云々。

(以下略)

とある。『日本三代実録』では、『西宮記』の貞觀元年条のように、四月四日と七月四日に行われていることが確認できる。

さらに『本朝月令』四月条所引の弘仁太政官式逸文には「大忌風神二社者、四月、七月四日祭之、奏<sub>三</sub>齋日<sub>一</sub>如<sub>三</sub>常式<sub>一</sub>、定<sub>三</sub>五位以上卜食者四人<sub>一</sub>」<sup>(36)</sup>とある。遅くとも承和七年までに、祭日が四日に定められたのであろう。

このように日程は固定化され、年中行事化されていく一方で、最初期の頃から平安遷都後も変わらず執り行われて

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

いる点もある。大忌祭と風神祭の使者は「王たち・臣(卿)たち」(5・V)であり、延喜四時祭式でも「王臣五位以上各一人」、前掲の弘仁太政官式逸文にも五位以上を派遣するよう決められていた。<sup>(37)</sup>『令集解』神祇令大忌祭条令釈にも「差<sub>三</sub>五位以上<sub>一</sub>充<sub>レ</sub>使」、「古記無<sub>レ</sub>別」とみえる。前掲の大忌祭と風神祭の初見記事でも、両社に使わされたのは、後の従三位から六位に相当する人物であった。使者が、おおよそ五位以上相当であったのは祭祀の創建当時の頃から変わらないことが確認できる。そして、すでに指摘されているように、<sup>(38)</sup>その使者は伊勢神宮の神嘗祭よりも丁重であった。このように、広瀬・龍田の祭祀は、都が大和国の飛鳥浄御原、藤原京、平城京から山城国の平安京へと移っても、廢れることなく続いた。

龍田では、元々信仰されていた農耕と深く関わる神が祭られていた。広瀬では、河川交通上の利便性が重視され、六御県神と山口神を合祭する国家祭祀が行われるようになった。しかし、だからといって広瀬と龍田は全く無関係なわけではなかった。二つの地域は、農耕や地理的要衝という古代国家の基盤に大きく関わる要素を有していた。そのため一つに括ることが可能であり、その組み合わせは存続したのである。この二つの祭祀を一对で行うことには、全国的な中央集権化が意図されていた。京の移動と祭祀の常

態化と共に、二社が元々有していた個別性は失われ、広瀬大忌神は、龍田風神につられ、「水神」として認識されるに至った。新たな祭祀の創出が、ここに完成したともいえるよう。

平安遷都以降、京付近には、天皇との血縁関係を元に新たに国家的な祭祀が行われるようになった神社が増える。しかし、広瀬・龍田に対する信仰も廃れることはなく、やがて十六社や二十二社に組み込まれ、信仰は続く。

古いものが否定されて新しいものが現れるとき、古いものは全面的に捨てられるのではなく、古いものが持っている内容のうち、国家にとって積極的な要素は保持される。古代の連続性と断絶がこの祭祀から読み取れるのである。

本稿では、延喜祝詞式に見られる差異を中心に考察したため、検証が不十分になってしまったり、紙幅の都合上、言及することができず積み残してしまった問題がある。いずれも今後の課題とし、併せて諸賢のご批判を請いたいと思う。

## 註

(1) 要点整理については、主に次のものを参考とした。青木紀元「祭祀」(『日本神話の基礎的研究』、風間書房、一九七〇年)、福島好和「天武持統朝政治の一考察—広瀬大忌

祭・竜田風神祭の意義—」(『関西学院史学』一二号、一九七〇年)、義江明子「春日祝詞と藤原氏」(『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年)、西宮秀紀「律令国家の〈祭祀〉構造とその歴史的特質—宗教的イデオロギー装置の分析—」(『日本史研究』二八三号、一九八六年)後、同氏「律令国家の神祇祭祀の構造とその歴史的特質」(『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、二〇〇四年)所収、佐々田悠「律令祭祀の形成過程—天武朝の意義の再検討—」(『史学雑誌』一一一—一二号、二〇〇一年)。

(2) 『書紀』持統五年八月辛酉条では「遣<sub>下</sub>使者<sub>上</sub>祭<sub>中</sub>龍田風神・信濃須波・水内等神」とあり、広瀬社は見えない。この記事を含め、祝詞以外の観点からの両祭の問題については、拙稿「広瀬大忌祭と龍田風神祭をめぐる諸問題」『国立歴史民俗博物館研究報告』(二〇〇八年度)に掲載予定である。

(3) 次田潤『祝詞新講』(明治書院、一九二七年)、白石光邦『祝詞の研究』(至文堂、一九四一年)、西田長男『延喜式祝詞』の製作年代」(『神道大系古典註釈編六祝詞・宣命註釈』所収「神道大系月報3」、神道大系編纂会、一九七八年)、三宅和朗『延喜式祝詞の成立』(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年)を主に参照した。

(4) 原宣命体。訓読文は『訳注日本史料 延喜式』上巻(集英社、二〇〇〇年)に従った。

(5) 延喜四時祭祀祈年祭条では、祈念祭の対象となっている山口神は十三座と相違が生じている。山口神の増加と祭祀

の意味合いの変化については、前掲注(2)で検討した。

- (6) 「ウカ」はウカノミタマのウカ、トヨウケビメノ神やウケモチノ神の「ウケ」と同じとする。(前掲注(1)青木論文など)

- (7) 例えば、前掲『書紀』天武天皇四年の初見記事。

- (8) 前掲注(1)青木論文。

- (9) なお、延喜祝詞式大忌祭条には、大忌「神」とはどこにも書かれていない。

- (10) 前掲注(1)論文の他、岡田莊司「平安時代前期の祭祀制」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年)、平林章仁『七世紀の古代史』(白水社、二〇〇二年)など。

- (11) 広瀬社が水神と呼称されるに至った経緯については、前掲注(2)で述べた。

- (12) 古代における龍田社の比定地については、一説あったが、今では三郷町の龍田大社が古代の龍田風神祭を行った龍田社であることは通説となっている。

- (13) 前掲注(1)青木論文。

- (14) 『書紀』天武元年七月壬子条。

- (15) 『書紀』天武八年十一月是月条。

- (16) 前掲注(1)青木論文。

- (17) 前掲注(1)青木論文。

- (18) 前掲注(4)『訃注日本史料 延喜式』の頭注では、比古神は天御柱神、比売神は国御柱神と見るべきとあり、私見もこれと同じである。「祝詞の詞章にいささか混乱があ

広瀬大忌祭と龍田風神祭の成立に関する一試案

る」との指摘もあり、まさにここに龍田風神祭創始前の形が残っているといえよう。比売神のみに供えられる紡績具は、銅鐸に描かれたり、福岡県沖ノ島の出土品にもみられるなど、祭祀用の器物として古くから重視されている。龍田の祭祀の古態を読みとれよう。なお、延喜伊勢大神宮式神宝条には金銅と銀銅の麻笥、賀世比、多多利がみえる。

- (19) 前掲注(3)三宅論文には、令制以前に成立した祭儀については、その幣帛も各祭祀の性格や伝統に由来するという見通しが得られるとの指摘がある。祭料については、西宮秀紀『延喜式』に見える祭料の特徴と調達方法(『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、二〇〇四年)に詳しい。

- (20) 通説では、磯城を都とした説や、三輪に大物主神を祀った説話などから、崇神天皇と解されている。天武・持統期に近いところでは、欽明天皇が磯城島に宮を遷している。『書紀』によれば、欽明二十八年には大水害が起こり、危機的な飢餓状態があった。あるいは、そうした事例が、「志貴島」が宮だった頃に不作であったという実感を伴わせたのかもしれない。

- (21) 大江篤『日本古代の神と霊』(臨川書店、二〇〇七年)、岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系―古代の崇神―」(『神道宗教』一九九・二〇〇合併号、二〇〇五年)、山下克明「災害・怪異と天皇」(『岩波講座 天皇と王権を考える』第八巻、岩波書店、二〇〇二年)など。

- (22) 延喜四時祭式風神祭条では、鹿皮が祭料として規定され

ている。鹿皮の貢進は災異をもたらす疫神、崇神、荒神に  
対する祭祀にて奉獻されるという指摘がある（平林章仁  
「鹿の貢進」『鹿と鳥の文化史』白水社、一九九二年。中村  
英重「律令祭祀の構造」『古代祭祀論』吉川弘文館、一九  
九九年）。

(23) 前掲注(4)『訳注日本史料 延喜式』頭注。

(24) 『名義抄』に「稔 ミノル、トシ」と見える。『万葉集』  
には「新しき年の初めに豊の稔しるすとならし雪の降れる  
は」と見え、稲の収穫を意味する。

(25) 祝詞において、早稲を外して晩稲の収穫のみを祈るはず  
がないとして、「晩稲」を意味する説は『日本古語大辞典』  
などでは否定される。一方、『上代語辞典』などでは晩稲  
説を採る。わざわざ、この二つの祝詞で「作り作る物」と  
「奥つ御歳」とが区別されていることを考慮すると、「作り  
作る物」とは、早稲を含む稲全体、それに対して、「奥つ  
御歳」とは稲の中でも晩稲を指すとも考えられなくもない  
が、「奥つ御歳」が稲を意味することに問題はなからう。

(26) ここで注意すべきなのは、古代の農耕における個々の実  
態と『令集解』にみえる大きな傾向との間には差異が有る  
ということである。『平安遺文』や出土木簡にみられる早  
稲関係の記事を検討すると、必ずしも古記の早稲・晩稲地  
域と、農耕の実際は一致していないことが判明する。実態  
については後考を期したい。なお、古代の農耕については、  
大石直正「一一・一二世紀の作物と栽培法」（豊田武編  
『産業史1』、山川出版社、一九六四年）、平川南「種子札

と古代の稲作」『日本古代地方木簡の研究』吉川弘文館、  
二〇〇三年）を参照した。

(27) 稲作農耕については、主に、星川清親『米・イネからこ  
飯まで』（柴田書店、一九七九年）を参照した。

(28) 奈良地方気象台ホームページによると、奈良県の風の特  
徴は、全般に各観測所とも風が弱く、その風系も偏ってお  
り、奈良では北北西→北東、針では西→西北西、大宇陀で  
は西→北西、五條では北東及び南西、上北山では東、風屋  
では北と南西→西の風が卓越している。飛鳥に最も近い大  
宇陀の値を参考とすれば北西の風がやはり顕著である。ま  
た、通年の奈良県における風速五メートル毎秒以上の風も、  
やはり北西の風が顕著である。 [http://www.osaka-jima.  
go.jp/nara/kishou/wind/wind\\_top.htm](http://www.osaka-jima.go.jp/nara/kishou/wind/wind_top.htm)

(29) このように二社で一つの目的を達成する例は、鹿島・香  
取神社、日前・国懸神社といった組み合わせもある。

(30) 水田の稲と等しく陸田の粟などの雑穀の生産も重視され  
ていたことについては、鑄方貞亮『日本古代穀物史の研究』  
（吉川弘文館、一九七七年）、木村茂光『日本古代・中世皇  
作史の研究』（校倉書房、一九九二年）を参照。

(31) 新川登龜男「平城遷都と法隆寺の道—天平十九年『法隆  
寺伽藍縁起并流記資材帳』を読む—」（王勇・久保木秀夫  
編『奈良・平安期の日中文化交流—ブックロードの視点か  
ら—』農山漁村文化協会、二〇〇一年）。

(32) 『書紀』神武即位前紀四月甲辰条。

(33) 龍田の地域には県主の存在が確認されない。他の大和の



地域と異質な性質を有しており、だからこそ「作り作る物を傷る神」が存在したと考えられた可能性もあり、その祭祀母体が分明でない理由もここにあると思われる。この点については、大和川流域の豪族の消長や天皇家の勢力の問題と共に、今後の検討課題としたい。

(34) 広瀬郡が敏達王統系と深く関わっていたことについては、前掲注(10) 平林著書参照。

(35) 前掲注(1) 福島論文。

(36) 『弘仁式』の撰上は弘仁十一年(八二〇)、施行は天長七年(八三〇)だが、実際は施行直後から修訂作業が続けられ、承和七年(八四〇)に改めて施行されている。

(37) 延喜太政官式大忌風神条では「点定社別王臣五位已上各一人」、延喜式部式大忌風神使条にも「凡大忌、風神二祭使、王臣、五位王一人、臣一人、若王五位不<sub>レ</sub>足社、聴<sub>レ</sub>差王四位(以下略)」とみえる。

(38) 前掲注(1) 西宮論文。

〔付記〕 本稿は、二〇〇六年十二月に行われた國學院大學C O Eプログラム東アジア異文化交流史研究会セミナーでの口頭報告を元としている。セミナーの席上では、貴重な御教示を頂いた。この場を借りて篤く御礼申し上げます。